明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二七）　一

〔告　示〕

○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**三九）　三

○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**三〇五）　五

○函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**九四）　六

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　一七

裁判所
破産、免責、再生関係　一八

特殊法人等
企業年金基金変更関係　四四

地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付、解散命令関係　四五

会社その他
会社決算公告　四六

省令

○厚生労働省令第二十七号

臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第三十三条の規定に基づき、臨床研究法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月十四日

厚生労働大臣　武見　敬三